

マイナンバーカードに関するFAQ

令和3年5月1日現在

- Q1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？
- Q2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？
- Q3. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？
- Q4. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？
- Q5. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報が記憶されているのでないか？
- Q6. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？
- Q7. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないか？
- Q8. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったりしたらどうしたらいいのか？
- Q9. マイナンバーカードの出張申請サービスを利用するにはどうしたらいいのか？
- Q10. 出張申請サービスを利用した場合、マイナンバーカードの交付までにはどのくらいかかりますか？

Q1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？

A1. マイナンバーは12ケタの番号そのものとなりますが、マイナンバーカードは申請して、取得できる顔写真付きのプラスチック製のICチップ付きカードで、マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。また、ICチップには「電子証明書」が搭載されており、オンラインでも使用できる公的な本人確認書類（身分証明書）です。

令和3年10月までに、健康保険証利用の本格運用を開始する予定です。

Q2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？

A2. スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵便の4つの申請方法があります。申請から交付まで約1か月かかります。手続きが手軽で簡単なスマートフォンからの申請は、

- ① スマホで顔写真を撮影、
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る、

- ③ 申請用ウェブサイトでメールアドレスを登録、
- ④ 申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了です。

申請から約1か月後、市区町村から交付通知書が届きますので、交付通知書に記載の必要書類を持参して、マイナンバーカードを受け取ります。

※ 令和3年3月までにQRコード付き交付申請書を、マイナンバーカード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、適切な時期に窓口に来ていただくようお願いいたします。

Q3. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？

A3. 銀行や勤務先等でマイナンバーの提示を求められたときは、表・裏両面を見せてください。

レンタルショップ等で本人確認書類として使用するときは、表面のみを見せてください。

健康保険証として利用する際は、マイナンバーカードを顔認証付きのカードリーダーにかざしてください。オンラインで、あなたの医療保険資格を確認します。なお、健康保険証利用の本格運用が開始されるまでは、従来の健康保険証の持参をお願いします。

Q4. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？

A4. もし見られたとしても、他人は悪用できない仕組みになっています。

マイナンバーを使う手続では、顔写真付の本人確認書類での本人確認が必要なため、他人があなたのマイナンバーを使うことはできません。

Q5. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報が記憶されているのではないのか？

A5. ICチップに記憶されている情報は、マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真及びマイナンバーの情報と電子証明書のみが記憶されています。また、マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードを利

用してもカード内に個人情報や蓄積されず、保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることもありません。

Q 6. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？

A 6. 顔写真入りのため悪用は困難な他に、ICチップを利用して情報を利用するには暗証番号が必要であり、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっています。暗証番号を一定回数間違えると、カードの機能がロックされます。

Q 7. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないのか？

A 7. マイナンバーで情報を1か所に集めて管理することを法律で禁止しているため、あなたの情報を1か所に集めて管理する仕組みになっていません。(分散管理)

手続を受け付ける行政職員だけが、その手続に必要な情報に限りアクセスすることが許されています。

また、不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

Q 8. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったらどうしたらいいのか？

A 8. 紛失や盗難があった場合でも、24時間365日体制で、マイナンバーカードの一時利用停止が可能です。

受付は、マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178に連絡してください。

Q 9. マイナンバーカードの出張申請受付方式を利用するにはどうしたらいいのか？

A 9. 出張申請受付方式とは、マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業などに市区町村職員が出向き、一括して申請受付を行う方式です。受付時に本人確認を実施しているため、本人限定受取郵便等でカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードを受け取ることができます。

出張申請受付の申込みは、事業所等の最寄りの市区町村のマイナンバーカードの担当部署に連絡をします(約30日前)。その後、市区町村担当者とは打合せ

を行い、各企業・団体等では申請希望者の名簿作成や必要書類（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請、暗証番号設定依頼書、本人確認ができる書類とその写し、多目的利用申請書等）の取りまとめ、会議室等へ申請窓口の設置の会場準備、従業員等に対しての申請窓口への誘導等をしていただく必要があります。

Q10. 出張申請サービスを利用した場合、マイナンバーカードの交付までにはどのくらいかかりますか？

A10. マイナンバーカードの交付までの期間は、概ね5週間程度（自治体により異なります。）となります。交付方法は、郵便局からの本人限定受取郵便等となります。